
QA29 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか

食品中の放射性物質に関するモニタリング検査は、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成 26 年 3 月 20 日改正）」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。

過去の検査結果等进行分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目・地域について、重点的に検査しています。

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。また、各自治体の WEB サイトなどで公表されています。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日